

令和7年度北川村事業創出支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、第3次北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標2「新しい人の流れをつくる」に基づき、村の魅力・資源を活かした生業づくりと若年層を中心とする移住者の受け入れ強化を図ることを目的に、村内での起業や新たな事業創出を支援するプログラムを実施するものである。

本プロポーザルは、地域における起業動向を捉えつつ、的確な参画者を募集し、実効性の高い事業を創出するため、この起業支援プログラムの業務支援について、知識、技術、経験を有する優れた企画提案を募集することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度北川村事業創出支援業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度北川村事業創出支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、本プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、(イ)から(エ)までについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、北川村が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。
 - (ア)破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - (イ)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者
 - (ウ)特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
 - (エ)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間に、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 契約締結の日までに、北川村から、「北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと及び同規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

4. スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年5月9日 |
| (2) 質疑書受付期間 | 令和7年5月16日まで |
| (3) 質疑に対する回答 | 令和7年5月23日 |
| (4) 企画提案書類の提出期限 | 令和7年5月30日 |
| (5) ヒアリング等 | 令和7年6月2～4日（必要と判断した場合のみ実施） |
| (6) 結果通知及び契約締結 | 令和7年6月上旬 |

5. 質問の受付及び回答

- (1) 質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式1）」に要旨を簡潔にまとめ、持参又は郵送、電子メールで北川村総務課に提出すること。
- (2) 質疑書に対する回答は、北川村役場ホームページ (<http://www.kitagawamura.jp/>) に掲載する。

6. 企画提案書類の提出

- (1) 企画提案書は、持参又は郵送、電子メールで北川村総務課に提出すること。
- (2) 提出書類は次のとおり。
 - (ア) 企画提案書…任意の様式
 - (イ) 見積書…内訳を把握できる任意の様式
 - (ウ) 業務実績…本業務に類似するこれまでの実績一覧
 - (エ) 業務実績を証する資料…実績一覧のうち、主な事例をまとめた資料（契約書鑑等で可）
 - (オ) 業務実施体制…業務に関わる者等について、資格を含めた一覧
- (3) 提出書類の内容について説明が必要と判断した場合は、対面又は Web 会議システム等でヒアリングを実施する。

7. 審査方法及び結果の通知

- (1) 審査は令和7年度北川村事業創出支援業務プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 評価は別表「審査基準表」による。評価点は、審査に参加した審査委員全員の採点結果の平均とし、その点数が最も高い者を選定する。なお、複数の提案者が同点数で並んだ場合、
 1. 業務の目的により適合する提案を審査会で協議し決定する。
- (3) 評価点は、60点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。
- (4) 審査結果は、全ての参加者に対して、個別に文書で通知する。

8. 契約の締結

契約にあたっては、受託候補者と北川村の協議の上、契約書を作成し、締結する。

9. 担当部署

北川村総務課

所在地：〒781-6441 安芸郡北川村野友甲 1530

TEL : 0887-32-1212

FAX : 0887-32-1234

E-mail : soumu@vill.kitagawa.kochi.jp

10. その他

- (1) 提出された書類については、原則として返還しない。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (3) 参加者は、別紙仕様書等を熟読し、かつ、遵守すること。

別表「審査基準表」

審査項目	審査基準	配点
企画提案書	仕様書4.（1）に係る企画が具体的かつ工夫を凝らしたものになっているか。	30
	仕様書4.（2）に係る運営・実施等の手法が具体的かつ工夫を凝らしたものになっているか。	30
実施体制	業務内容に見合った人員を配置しているか。	10
業務実績	過去5年間に同種・類似業務の実績を有しているか。	10
提案価格	見積価格は適正に算定されているか。	20
合計		100